

誓 約 書

私は、下記1の契約の締結に当たり、「西宮市暴力団の排除の推進に関する条例」を遵守し、暴力団を利すこととならないよう必要な措置を実施することとして、下記2の誓約事項に同意し誓約いたします。

記

1 契約名 【 西宮市教育文化センター他電気供給業務 】

2 誓約事項

- (1)受注者は、西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第3号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）に該当しないこと。
- (2)契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとするときは、暴力団等をその受注者としないこと。
- (3)受注者が、前2号及び本契約書及び本契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (4)発注者が、受注者が暴力団等に該当しないことを確認するために、兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」とする。）へ照会することに同意すること。
- (5)前号の照会に当たり、発注者が、要綱第2条第5号に規定する役員等についての名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等の情報」という。）の提出を求めたときは、受注者は、その役員等から役員名簿等の情報が警察署長へ提出されることの承諾を得て、速やかに提出すること。
- (6)発注者が、第4号の照会に対する回答又は警察署長からの通報等の情報を、暴力団を利用することとならないよう必要な措置を実施するため他の業務で使用し、又は西宮市教育委員会若しくは西宮市上下水道事業管理者に提供すること、及び西宮市指名停止基準の規定に基づく指名停止に関する情報について、西宮市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱の規定に基づき公表することに同意すること。

令和 年 月 日

(あて先) 西宮市長

(受注者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

西宮市役所 工事以外契約用

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）となり、又は実質的に經營に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者）
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア) 又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでに掲げるいずれかに該当するものであることを知りながら、これを利用している事業者
- (4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第7条 市は、契約に係る事務その他の事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団員並びに条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (5) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人には、役員（条例第2条第3号アに規定する役員をいう。）及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下ウにおいて同じ。）
 - イ 法人以外の団体には、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人